

社会福祉法人レモンガラス 役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人レモンガラス（以下「法人」という。）の役員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員に対して、各年度の総額が160万円を超えない範囲で、次の表により支給することができる。

名 称	報 酬
①理事長報酬（月額）	100,000円
②理事会への出席1回につき ※理事長及び(医)稲門会又は、(福)レモンガラスより職員給与が支給されている者	5,000円
③理事会への出席1回につき ※②以外の者	15,000円
④監事による監査	5,000円
⑤臨時理事会への出席	0円
⑥評議員会への出席	5,000円
⑦理事長が必要と認めた業務	実費相当分

※②③④⑥所得税別

(改正)

第4条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

1. この規程は平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人レモンガラス 評議員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人レモンガラス（以下「法人」という。）の評議員の報酬等について必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、次の表により支給することができる。

名 称	報 酬
評議員会への出席1回につき	15,000円

※所得税別

(改正)

第3条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

1. この規程は平成29年4月1日から施行する。